

○長崎市風致地区内における建築等の規制に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成15年長崎市条例第41号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請の手続)

第2条 条例第2条第1項の規定による許可(以下「行為の許可」という。)を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書(第1号様式)又は風致地区内行為許可変更申請書(第2号様式)2部を市長に提出しなければならない。

2 前項の風致地区内行為許可申請書又は風致地区内行為許可変更申請書には、別表第1左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる図書及び設計書(第3号様式)を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、当該図書及び設計書の一部を省略させることができる。

(許可又は不許可の方式)

第3条 市長は、前条第1項の申請に対し、許可をしたときは許可印(第4号様式)を、不許可としたときは不許可印(第5号様式)を、風致地区内行為許可申請書又は風致地区内行為許可変更申請書に押し、申請した者に交付するものとする。

(許可の標識の掲示)

第4条 行為の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を行う場所の見やすい位置に、風致地区内行為許可標識(第6号様式)を掲示しなければならない。

(協議を要する者)

第5条 条例第2条第4項に規定する市長が別に定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人森林総合研究所
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 長崎県住宅供給公社
- (10) 独立行政法人国立病院機構
- (11) 地方独立行政法人長崎市立病院機構

(協議又は通知の手続)

第6条 条例第2条第4項の規定による協議(以下単に「協議」という。)又は条例第3条の規定による通知をしようとする者は、風致地区内行為協議(通知)書(第7号様式)2部を市長に提出しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、協議が終了したときは、その旨を当該協議をした者に通知するものとする。

(完了届)

第7条 行為の許可を受けた者及び協議をした者は、当該行為の許可又は協議に係る行為が完了したときは、風致地区内行為完了届(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(風致地区の種別ごとの区域)

第8条 条例第4条の規定による風致地区の種別ごとの区域は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定による区域の詳細を示す図書は、建設局都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

(身分証明書)

第9条 条例第6条第6項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第9号様式)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年5月8日規則第96号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の風致地区内における建築等の規制に関する条例施行細則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則(平成16年3月31日規則第49号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の風致地区内における建築等の規制に関する条例施行細則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則(平成16年9月3日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第34号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月5日規則第74号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 12 日規則第 105 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 20 日規則第 71 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(平成 26 年 12 月 19 日)

別表第1(第2条、第6条関係)

行為の区分	図書の種類	図書に明示しなければならない事項
建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転	付近見取図	方位、行為地、道路、目標となる地物
	配置図(縮尺50分の1から600分の1までの範囲内のもの)	縮尺、方位、敷地境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地内における建築物その他の工作物及び木竹の位置
	敷地求積図(縮尺50分の1から600分の1までの範囲内のもの)	縮尺、方位、求積表
	建築物等	平面図(縮尺50分の1から200分の1までの範囲内のもの)
	2面(正面、側面等)以上の立面図(縮尺50分の1から200分の1までの範囲内のもの)	縮尺、高さ、主要部分の材料の種別及び仕上げ方法、色彩
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、土石の類の採取、水面の埋立又は干拓、屋外における土石若しくは廃棄物又は再生資源の堆積	付近見取図	方位、行為地、道路、目標となる地物
	敷地求積図(縮尺50分の1から600分の1までの範囲内のもの)	縮尺、方位、求積表(宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更にあつては、緑地部分の求積を明記すること。)
	現況及び計画の平面図(縮尺50分の1から200分の1までの範囲内のもの)	縮尺、方位、行為地の境界線、等高線、断面図の位置、石垣及びがけの位置、木竹の現況又は植栽計画(許可行為変更の場合は対照平面図とすること。)
	縦横断面図(縮尺50分の1から200分の1までの範囲内のもの)	縮尺、現況線、計画線
木竹の伐採	付近見取図	方位、行為地、道路、目標となる地物

	平面図(縮尺50分の1から200分の1までの範囲内のもの)	縮尺、方位、等高線、林況(木竹の配置)、伐採区域又は位置
建築物その他の工作物の色彩の変更	付近見取図	方位、行為地、道路、目標となる地物
	配置図(縮尺50分の1から600分の1までの範囲内のもの)	縮尺、方位、敷地境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地内における建築物その他の工作物及び木竹の位置
	2面(正面、側面等)以上の立面図(縮尺50分の1から200分の1までの範囲内のもの)	縮尺、主要部分の材料の種別及び仕上げ方法、色彩

別表第2(第8条関係)

風致地区の名称	種別	区域
東山手風致地区	第3種	風致地区の全域
茂木風致地区	第2種	風致地区の全域
高鉾風致地区	第2種	風致地区の全域
潮見崎風致地区	第2種	風致地区の全域
唐八景風致地区	第2種	風致地区の全域
滝の観音風致地区	第2種	風致地区の全域
普賢岳風致地区	第2種	風致地区の全域
南山手風致地区	第2種	相生町、出雲2丁目、上田町、南山手町、東琴平1丁目、東琴平2丁目、西琴平町、小菅町及び戸町2丁目の各一部
	第3種	相生町及び南山手町の各一部
魚見風致地区	第2種	風致地区の全域
金比羅風致地区	第2種	風致地区の全域
風頭・寺町風致地区	第2種	風致地区の全域
彦山風致地区	第2種	風致地区の全域
城山風致地区	第2種	風致地区の全域
岩屋山風致地区	第2種	風致地区の全域

第1号様式(第2条関係)

風致地区内行為許可申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

風致地区内における次の行為について、許可を受けたいので、申請します。

風 致 地 区 名	風 致 地 区				
許可を受けようとする行為の種類	1 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 3 木竹の伐採 4 土石の類の採取 5 水面の埋立て又は干拓 6 建築物その他の工作物の色彩の変更 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積				
行 為 の 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	行為の場所		
工事施行者	住所				
	氏名		電話番号		
工 事 概 要					
その他必要な事項					
許可又は不許可印	※	許可の理由又は不許可の理由	※	受付印	※

- 備考 1 申請者の氏名は、記名押印又は自署のいずれかによること。
2 ※印の欄は、記入しないでください。

第2号様式(第2条関係)

風致地区内行為許可変更申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

許可を受けた風致地区内における行為について、内容の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

風 致 地 区 名	風 致 地 区				
許可を受けた行為の内容					
変更する事項					
変更する理由					
その他必要な事項					
許可又は不許可印	※	許可の理由又は不許可の理由	※	受付印	※

備考 1 申請者の氏名は、記名押印又は自署のいずれかによること。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

第3号様式(第2条関係)

(建築物用)

設 計 書

申請建築物	区 分	1 常設 [地下階] 2 仮設 [年 月 日から] [地上階] [年 月 日まで]			
	工事種別	1 新築 2 改築 3 増築 4 移転			
	用 途	1 居住 2 店舗 3 その他()			
	構 造	1 木造 2 鉄筋コンクリート造 3 鉄骨造 4 コンクリートブロック造 5 その他()			
	申請建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離	道路に接する部分			m
		その他に接する部分			m
	外壁の色彩		屋根の色彩		
	建築面積	m ²	建ぺい率	%	
	高 さ	m	既存の建築物	種類	
				高さ	m
面積				m ²	
敷地	面 積	m ²	所 有 別	1 自己所有 2 借地 3 公有地	
	敷地及びその周辺の現況				
その他	敷地内の木竹の伐採の有無	1 有 2 無			
	他の法令による許可又は認可の有無	1 有() 2 無			

備考 「敷地及びその周辺の現況」の欄には、木竹の疎密程度、傾斜の有無、高低その他について記入してください。

(工作物(建築物を除く。)用)

設 計 書

申請 工作物	区 分	1 常設 [地下 m] 2 仮設 [年 月 日から] [地上 m] [年 月 日まで]		
	工事種別	1 新築 2 改築 3 増築 4 移転		
	用 途			
	構 造	1 木造 2 鉄筋コンクリート造 3 鉄骨造 4 コンクリートブロック造 5 その他()		
	意 匠			
敷地	面 積	m ²	所 有 別	1 自己所有 2 借地 3 公有地
	敷地及びその周辺の現況			
その他	敷地内の木竹の伐採の有無	1 有 2 無		
	他の法令による許可又は認可の有無	1 有() 2 無		

備考

- 「意匠」の欄には、模様、配色その他について記入してください。
- 「敷地及びその周辺の現況」の欄には、木竹の疎密程度、傾斜の有無、高低その他について記入してください。

(土地形質変更用)

設 計 書

区 分	1 宅地の造成 2 土地の開墾 3 その他()			
施行地の面積	m ²	切土又は盛土	高 さ	m
緑地の面積	m ²		のり面処理	
緑地率	%	施行地の状況	1 市街化区域の指定あり	
			2 用途地域の指定あり	
			3 指定なし	
施行地及びその周辺の現況				
木竹の伐採の有無	1 有 2 無			
風致維持のために行う措置				
他の法令による許可又は認可の有無	1 有() 2 無			

備考 「施行地及びその周辺の現況」の欄には、木竹の疎密程度、傾斜の有無、高低その他について記入してください。

(木竹伐採用)

設 計 書

森林地内及び集団をなす木竹の伐採	面積	m ²
	伐採本数	本
	伐採方法	1 皆伐 2 択伐(択伐率 %)
	伐採木竹の主な種類	
	伐採樹齢	
	行為地及びその周辺の現況	
	風致維持のために行う措置	
	他の法令による許可又は認可の有無	1 有() 2 無
独立木竹の伐採	伐採本数	本
	伐採木竹の種類	
	伐採木竹の樹齢及び樹高	

備考 「行為地及びその周辺の現況」の欄には、木竹の疎密程度、傾斜の有無、高低その他について記入してください。

(土石類採取用)

設 計 書

採取物件名	1 土 2 石 3 砂
採 取 量	m ³
採 取 方 法	1 露天掘り 2 その他()
施行地の面積	m ²
施行地及びその 周辺の現況	
木 竹 伐 採 の 有 無	1 有 2 無
風致維持のため に行う措置	
他の法令による 許可又は認可の 有無	1 有() 2 無

備考 「施行地及びその周辺の現況」の欄には、木竹の疎密程度、傾斜の有無、高低その他について記入してください。

(水面埋立て(干拓)用)

設 計 書

区 分	1 水面埋立て 2 干拓
用 途	1 宅地 2 農用地 3 その他()
施行地の面積	m ²
施行地及びその周辺の現況	
木竹伐採の有無	1 有 2 無
風致維持のために行う措置	
他の法令による許可又は認可の有無	1 有() 2 無

備考 「施行地及びその周辺の現況」の欄には、木竹の疎密程度、傾斜の有無、高低その他について記入してください。

(屋外堆積用)

設 計 書

区 分	1 土石	2 廃棄物	3 再生資源	
土石の堆積量				m ³
廃棄物の種類 及び堆積量				m ³
				m ³
				m ³
再生資源の種類 及び堆積量				m ³
				m ³
				m ³
行為地の面積				M ²
行為地及びその 周辺の現況				
木竹伐採の 有 無	1 有		2 無	
風致維持のため に行う措置				
他の法令による 許可又は認可の 有 無	1 有()		2 無	

備考 「行為地及びその周辺の現況」の欄には、木竹の疎密程度、傾斜の有無、高低その他について記入してください。

第4号様式(第3条関係)



直径4センチメートル

第5号様式(第3条関係)



直径4センチメートル

第7号様式(第6条関係)

風致地区内行為協議(通知)書

年 月 日

(あて先)長崎市長

協議(通知)者 住所

氏名

印

電話番号

協議

風致地区内における次の行為について します。

通知

風 致 地 区 名	風 致 地 区		
行 為 の 種 類	1 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 3 木竹の伐採 4 土石の類の採取 5 水面の埋立て又は干拓 6 建築物その他の工作物の色彩の変更 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	行為の場所	
工 事 施 行 者	住所		
	氏名	電話番号	
工 事 概 要			
その他必要な事項			
協議に係る回答等		受 付 印	※
※			

備考 1 協議者の氏名は、記名押印又は自署のいずれかによること。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

第8号様式(第7条関係)

風致地区内行為完了届

年 月 日	
(あて先)長崎市長	
風致地区内における	許可 協議 に係る行為を完了したので届け出ます。
届出者 住所 氏名 ⑩ 電話番号	
許可年月日及び許可番号	
行為の場所	
行為の種類	
行為完了年月日	
その他必要な事項	

- 備考 1 届出者の氏名は、記名押印又は自署のいずれかによること。
2 位置図並びに着工前及び完了後の写真(カラー)を添付してください。
3 完了写真は、行為後の形態及び植栽が確認できるものを提出してください。

第9号様式(第9条関係)

(表面)

第	号	契 印	写 貼	真 付
身 分 証 明 書		契	印	
職名		年 月 日生		
氏名		年 月 日交付		
		長崎市長	印	

上記の者は、長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例第6条第1項の規定により市長の命令又は委任に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証する。

(裏面)

- 1 他人の占有する土地に立ち入るときは、この証票を携帯しなければならない。
- 2 他人の土地に立ち入る際に関係人の請求があつた場合においては、この証票を提示しなければならない。
- 3 この証票は、犯罪捜査のために使用してはならない。
- 4 この証票は、他人に貸与してはならない。
- 5 この証票を紛失したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。
- 6 資格を喪失したときは、この証票を返還しなければならない。